H30.7.4　地方分権推進特別委員会
広島県提出資料

「立法分権」の実現に向けた取組について

1．第二次地方分権改革

【地方分権改革推進委員会】～第1次勧告（H20.5.28）抄～
「地方が主役の国づくり」に向けた取組み
「地方政府」の確立は、自治立法権、自治行政権、自治財政権を有する「完全自治体」を目指す取組みである。その取組みにおいては、行政権の分権だけでなく立法権の分権が不可欠である。このため、条例により法令の規定を「上書き」する範囲の拡大を含めた条例制定権の拡充をはかる。

【地方分権改革推進委員会】～第3次勧告（H21.10.7）抄～
現在、国の法令で設定されている基準を条例に委任することとした上で、必要最小限のものを「参酌すべき基準」に移行させる見直しについても、地方自治体の条例による国の法令の基準の「上書き」を許容するものということができる。

2．立法分権と条例による上書き権

○　地方分権には，自治行政権のほかに，自治立法権や自治財政権が必要であり，国のつくった制度・法令を前提に役割分担するのではなく，自治体が自ら制度をつくる権限（＝立法権）を拡充する「立法分権」を進めていかなければならない。

○　究極は「立法分権」を目指すべきであると考えるが，当面の目標として，「条例による上書き権」を全国知事会で議論し，その成果を国に求めていってはどうか。

（現　状）

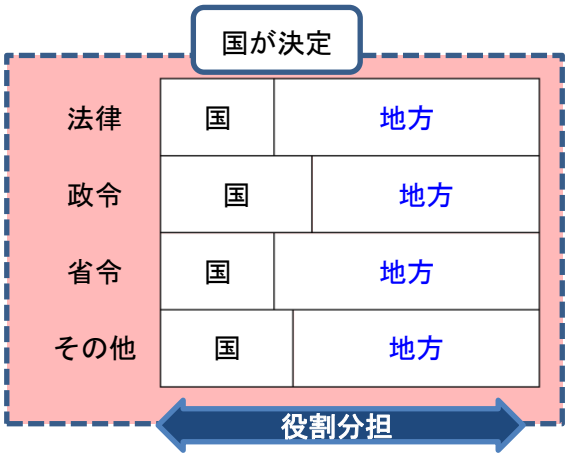

行政分権…国が決定した事務・事業を，国・地方の誰が執行するかという役割分担

（立法分権）
※ｲﾒｰｼﾞ

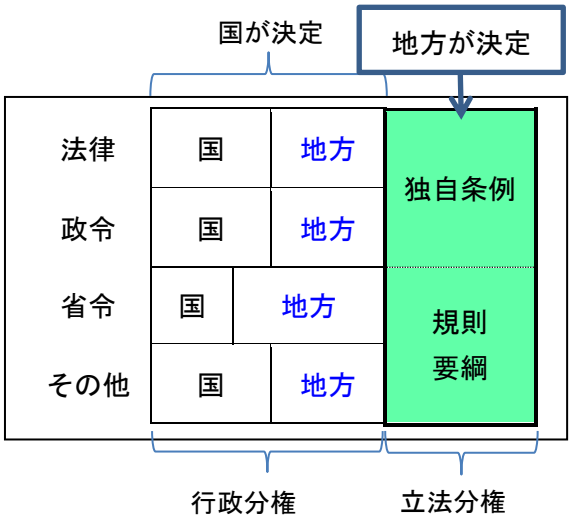

法令と条例の関係

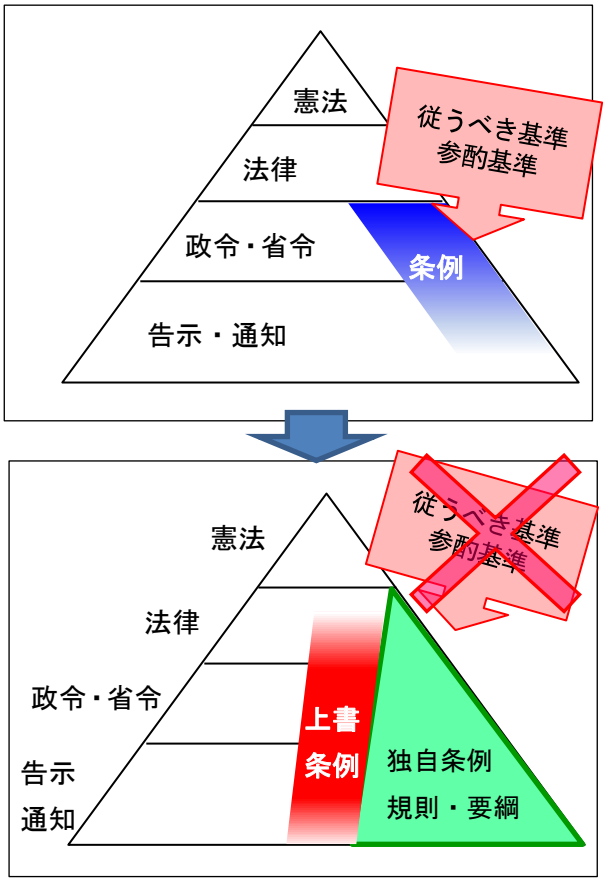

条例の上書き権…条例が法令の規定と異なる規定を定めた場合，当該条例の規定が優先して適用される効果を法律によって認めるもの

３　現状・課題

○　「法令の過剰過密」の障害

・　現在は，地域の課題に対して，必要以上に多数の法令が制定されており（＝過剰），自治体が独自の制度をつくる余地が限られている。

・　また，法令自体が全国で生じ得るあらゆる事案を想定して規定されており（＝過密），自治体に裁量の余地がない。

○　従来の分権改革の問題点

・　「法令の過剰過密」が前提となっているため，個々の条項レベルの議論に落ち込んでしまい，大きな枠組みの変更に至っていない。また，国民にとっても，地方分権の中身が十分に浸透しておらず，メリットを実感しにくい状況にある。

・　現在は，国がつくった制度を前提として，法令を執行する権限（＝行政権）を拡充・移譲することを求める「行政分権」の議論が中心であるが，国の制度の枠組みの中では，少子高齢化等の各地域が直面している課題への対応が難しい。

４　「立法分権」を進めるための方策

○　法令の統廃合＋規律密度の引下げ　→法令の過剰過密を解消し，地方の権限を拡大

・　法令の統廃合・スリム化を行うとともに，各法令の規律密度を引き下げる（法令は基本的な事項や全国統一的な事項等に限定し，それら以外は条例に任せる。）ことにより，「法令と条例のベストミックス」を実現する。

○　条例による上書き権の制度化　→国のつくった制度を見直す権限を付与

・　条例で法令と異なる規定を定めた場合に，条例の規定が優先して適用される「上書き権」を制度化し，法令の在り方を条例で補正して乗り越える。

５　当面の取組方針（案）

（１）条例による上書き権の在り方検討

・　「条例による上書き権」の条件，対象，範囲，制定方法などについて，議論し，全国知事会としての方針・方向性を確認する。

（２）モデルとなる見直し案の検討・作成

・　まずは，特定の分野（全方位的に一括ではなく，制度やメリットの分かりやすい分野を選定）において，関係する主要な法令について，引き続き法令が担うものと，地方が条例で対応すべきものの仕分けを行う。

・　上記の仕分けの結果を踏まえて，見直し案を検討・作成する。

（３）国民起点でのメリットの整理

・　上記の見直しにより，どのようなメリットが生じるか，国民が具体にイメージできるよう整理する。

６　今後の手順（案）

①　「条例による上書き権」を地方分権推進特別委員会で議論
　例えば，都市政策や地域交通などテーマを絞って，担当レベルで具体的な検討を実施

②　地方分権推進特別委員会において，「条例による上書き権」の在り方等を整理し，方向性を確認

③　「条例による上書き権」の制度化を国に提言